〇座間市介護保険サービス事業者の指定等に関する規則

令和５年５月１９日規則第５８号

座間市介護保険サービス事業者の指定等に関する規則

（趣旨）

第１条　この規則は、介護保険法（平成９年法律第１２３号。以下「法」という。）及び介護保険法施行規則（平成１１年厚生省令第３６号。以下「施行規則」という。）に定めるもののほか、指定地域密着型サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者、指定居宅介護支援事業者及び指定介護予防支援事業者（以下「介護保険サービス事業者」という。）の指定に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この規則で使用する用語の意義は、法及び施行規則で使用する用語の例による。

（指定の申請等）

第３条　法第７８条の２第１項、第７９条第１項、第１１５条の１２第１項及び第１１５条の２２第１項の規定による申請は、指定申請書により行うものとする。

２　市長は、前項の申請があった場合において、指定の決定をしたときにあっては介護サービス事業所指定通知書（第１号様式）により、当該申請を却下したときにあっては介護サービス事業所指定却下通知書（第２号様式）により、当該申請をした者に通知するものとする。

３　前項の規定により指定を受けた者は、その旨を当該指定に係る事業所の見やすい場所に標示するものとする。

（変更等の届出）

第４条　法第７８条の５、第８２条、第１１５条の１５及び第１１５条の２５の規定による届出は、変更に係るものにあっては変更届出書により、事業の再開に係るものにあっては再開届出

書により、事業の廃止又は休止に係るものにあっては廃止・休止届出書により行うものとする。

（指定の辞退）

第５条　法第７８条の８の規定による指定の辞退は、指定辞退届出書により行うものとする。

２　前項の届出を受理したときは、指定辞退届出受理通知書（第３号様式）により、当該届出者に通知するものとする。

（指定の更新の申請）

第６条　法第７０条の２（法第７８条の１２、第１１５条の２１又は第１１５条の３１において読み替えて準用する場合を含む。）及び第７９条の２第１項の規定による指定の更新の申請は、指定更新申請書により行うものとする。

２　市長は、前項の申請があった場合において、指定の更新の決定をしたときにあっては、介護サービス事業所指定更新通知書（第４号様式）により、当該申請を却下したときにあっては介護サービス事業所指定更新却下通知書（第５号様式）により、当該申請をした者に通知するものとする。

３　前項の規定により指定の更新の決定を受けた者は、その旨を当該指定の更新に係る事業所の見やすい場所に標示するものとする。

（指定介護予防支援の委託の届出）

第７条　指定介護予防支援事業者は、法第１１５条の２３第３項の規定により指定介護予防支援の一部を委託するとき又は当該委託に変更があるときは、指定介護予防支援委託（変更）の届出書により市長に届け出なければならない。

（公示）

第８条　法第７８条の１１、第８５条、第１１５条の２０又は第１１５条の３０の規定による公示は、法第７８条の１１各号、第８５条各号、第１１５条の２０各号又は第１１５条の３０各号の措置に係る事業所に関する次に掲げる事項について行うものとする。

⑴　当該指定地域密着型サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者、指定居宅介護支援事業者又は指定介護予防支援事業者の名称

⑵　当該指定に係る事業所の名称及び所在地

⑶　指定をし、事業の廃止の届出を受理し、又は指定を取り消した場合にあっては、その内容及びその年月日

⑷　指定の全部又は一部の効力を停止した場合にあっては、その内容及びその期間

⑸　サービスの種類

（事業所情報の提供）

第９条　市長は、第３条第２項の指定、第４条の届出の受理又は第６条第２項の指定の更新をしたときは、都道府県、国民健康保険法（昭和３３年法律第１９２号）第４５条第５項に規定する国民健康保険団体連合会その他の機関に対して、当該指定等に係る事業所に関する情報のうち、次に掲げる事項を提供することができる。

⑴　事業所又は施設の名称及び所在地

⑵　申請者又は届出者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名

⑶　指定、指定の更新、変更、廃止、休止、再開又は指定の辞退の年月日及び指定有効期間満了日

⑷　事業開始年月日

⑸　運営規程

⑹　介護保険事業所番号

⑺　サービスの種類

⑻　事業所又は施設の管理者の氏名、生年月日及び住所

⑼　介護支援専門員の氏名及びその登録番号

⑽　利用定員

⑾　その他市長が必要と認める事項

（実施細目）

第１０条　この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

　　　附　則

　（施行期日）

１　この規則は、令和５年６月１日から施行する。

　（座間市指定介護予防支援事業所の指定等に関する規則等の廃止）

２　次に掲げる規則は、廃止する。

　⑴　座間市指定介護予防支援事業所の指定等に関する規則（平成１８年座間市規則第１０号）

　⑵　座間市指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定等に関する規則（平成１８年座間市規則第２０号）

　⑶　座間市指定居宅介護支援事業者の指定等に関する規則（平成３０年座間市規則第２０号）